

○島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会要綱

平成27年4月1日

教育委員会告示第8号

改正 令和4年1月12日教委告示第2号

(設置)

第1条 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における食物アレルギー対応食（以下「対応食」という。）の提供に関し必要な事項を検討するため、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 対応食の提供の方針に関する事。
- (2) 学校給食食物アレルギー対応に係る手引書の作成に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対応食の提供に関し必要な事項

(令4教委告示2・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の学校医
- (2) 学校の校長
- (3) 学校の教頭
- (4) 学校の栄養教諭又は栄養職員
- (5) 学校の養護教諭
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年1月12日教委告示第2号）

この告示は、公示の日から施行する。